

藤沢市障がい者グループホーム運営費サポート事業交付要領

制定 平成31年4月1日

改正 令和2年4月1日

令和3年4月1日

令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、障がい者の入所施設から地域への移行を推進するため、障がい者グループホームの運営に要する経費に対する基礎的な補助事業を実施する藤沢市障がい者グループホーム運営費サポート事業（以下「運営費サポート事業」という。）の実施にあたり、必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「グループホーム」とは、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を提供する施設をいう。

(事業の種類)

第3条 運営費サポート事業は、次の事業からなるものとする。

- (1) 設置費（新築・改修）
- (2) 移行者家賃支援費
- (3) 常勤支援員配置促進費

(事業の実施主体)

第4条 運営費サポート事業の実施主体は、運営費サポート事業を適切に実施できると市長が認める社会福祉法人等（以下「事業者」という。）とする。ただし、本市の指定管理者として事業を実施している事業者が当該指定管理者として実施している事業に関しては、対象としないものとする。

(事業内容)

第5条 第3条各号に規定する事業（以下「各事業」という。）の内容は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 設置費（新築・改修）

ア グループホームを開設及び運営する事業者が、グループホームに適した住居にするために行うバリアフリー化等の改修工事等（新築工事を含む。）の事業をいう。

イ グループホーム利用者のうち、一定割合（50%以上）のグループホーム所在地利用者を含むこととする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

ウ 設置費は、建物ごと（サテライト型住居は対象としない。）に基準額を適用し、交付する。

エ 補助対象とする住居は、自動火災報知設備、火災通報装置（消防機関へ通報する火災報知設備）、スプリンクラー設備等について、消防法施行令別表第一（6）項口に該当する際に必要と認められる設備を有するか又は本補助により整備するものに限る。ただし、市長及び所管消防署長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(2) 移行者家賃支援費

ア 地域生活移行の促進のため、入所施設等からグループホームに生活の場を移行した障がい者に対して支援を行うものをいう。

イ 地域生活を始めた障がい者でグループホームを生活の場としている者に対して、家賃支援を行う。

ウ 交付対象期間は地域生活を始めた月を基準とし、3年間とする。

エ 利用者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者でないこと。

(3) 常勤支援員配置促進費

ア 重度の障がい者を受け入れるにあたり支援者の質を担保するため、グループホームに配置すべき職員として常勤の支援員を一定以上の割合で配置し、支援を行う事業をいう。

イ グループホームごとに、その配置すべき生活支援員のうち次に定める割合以上（常勤換算数）を固定した常勤職員により配置した場合に補助する。

(ア) 8割以上 常勤支援員配置促進費（Ⅰ）

(イ) 5割以上 常勤支援員配置促進費（Ⅱ）

ウ 「固定した常勤職員により配置」とは、当該事業所において必要とされる生活支援員の常勤換算数に前記イの一定割合を乗じた数（以下「常勤必要数」という。）を0.75で除して得た数（小数点未満の端数は切り上げる。）までの常勤職員（実人数）の配置により、前記常勤必要数の要件を満たすことをいう。

2 前項に規定する事業については、当該事業所が藤沢市外に所在する場合にあっては、利用者が支給決定を藤沢市から受け、若しくは受けることができる者（18歳に到達した時点で受けることができるようになる者を含む。）であり、かつ、当該事業所の所在する市町村が当該各号に規定する事業と同等の事業を実施していることを条件とする。ただし、前項第2号及び第3号に規定する事業については、茅ヶ崎市及び寒川町が同号に規定する事業と同等の事業を実施していない場合であっても、同号に規定する事業の対象とすることができるものとする。

3 市長は、運営費サポート事業を実施した事業所に対し、運営費サポート事業の実施に係る費用を交付するものとし、費用の交付の対象とする経費及び交付する費用の基準額については、各事業に応じ、別表第1に定めるとおりとする。

（事業の申請等）

第6条 運営費サポート事業を実施しようとする事業者は、運営費サポート事業を開始しようとする日までに、市長に当該事業に係る承認申請をしなければならない。この場合

における申請書類は、藤沢市障がい者グループホーム運営費サポート事業実施届とし、当該実施する各事業ごとに別表第2に定める添付書類を添えなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書類を受理したときは、速やかに当該事業の実施に係る承認又は不承認を決定することとし、承認することとした場合はその旨を事業実施承認決定通知により、不承認とすることとした場合はその旨を事業実施不承認決定通知書により、それぞれ前項の申請書類を提出した者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第7条 運営費サポート事業を実施する事業者は、実施する各事業を変更、中止、又は廃止したときは、速やかに、藤沢市障がい者グループホーム運営費サポート事業変更（中止・廃止）届を市長に提出しなければならない。

- 2 運営費サポート事業を実施する事業者が変更した各事業に係る事項が前条第1項に規定する添付書類に記載の事項についてのものであるときは、当該事業者は当該書類に変更後の内容を記載したものを、前項の藤沢市障がい者グループホーム運営費サポート事業変更（中止・廃止）届に併せて提出しなければならない。

(実施状況の届出)

第8条 運営費サポート事業を実施した事業者は、四半期ごとに、当該四半期の末日の属する月の翌月10日までに、藤沢市障がい者グループホーム運営費サポート事業実施状況届に当該実施する各事業ごとに別表第2に定める添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該四半期に当該事業を実施しなかった場合は、この限りでない。

(費用の支弁等)

第9条 運営費サポート事業に要する費用の請求については、前条に規定する事業実施状況届に併せて請求書類一式を市長へ提出することにより行うものとする。

- 2 市長は事業者からの請求の内容を審査し、適正であれば予算の範囲内で事業者に費用を交付するものとする。

(帳簿等の整備及び報告等)

第10条 事業者は、事業対象利用者の名簿、運営費サポート事業の記録及び経理に関する帳簿等を備え付け、整備し、運営費サポート事業が完了した翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

- 2 事業者は運営費サポート事業の実施中に事故が発生した場合は、速やかに適切な措置を講じ、その概況を市長に報告しなければならない。

(費用の返還等)

第11条 市長は、過誤による報告若しくは請求又は偽りその他の不正行為により運営費サポート事業に係る費用の交付を受けた者がいるときは、その者から既に支給した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

(様式その他の委任事項)

第12条 この要領の規定により必要とする書類の様式その他の運営費サポート事業の実施に関し必要な事項は、障がい者支援課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日改正）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

事業名	交付対象経費	交付基準額
設置費（新築・改修）	事業にかかる工事費、設計監理費（本体工事の2.6%までとする）、備品等	1施設（建物1件）あたり5,000千円
移行者家賃支援費	施設利用に係る家賃	利用者1人あたり 家賃の2分の1 （上限30,000円/月） 補助対象期間は3年間とする。
常勤支援員配置促進費	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、役務費、需用費、その他の事務執行に要する費用	常勤支援員の割合に応じた各区分を算定することとし、利用者1人あたり、その障がい支援区分に応じ次の額。 (1)常勤支援員配置促進費（Ⅰ） 区分4 17,400円/月 区分5 26,200円/月 区分6 41,900円/月 (2)常勤支援員配置促進費（Ⅱ） 区分4 10,900円/月 区分5 16,300円/月 区分6 26,200円/月 ただし、月の途中で入退所した利用者に係る費用については、30で除した数に、入所していた日数を乗じた額から1円未満の額を切り捨てた額とする。

別表第2（第6条、第8条関係）

事業名	事業実施届の添付書類	事業実施状況届の添付書類
設置費（新築・改修）	設置費（新築・改修）計画書、建物に係る図面（改修前のもの及び改修後のもの）及び見積書	設置費（新築・改修）報告書、建物に係る図面（改修前のもの及び改修後のもの）、完成写真及び見積書
移行者家賃支援費	移行者家賃支援費計画書	移行者家賃支援費報告書
常勤支援員配置促進費	常勤支援員配置促進費計画書及び従事者の勤務の体制一覧表	常勤支援員配置促進費報告書